

令和2年度

第4回和歌山市農業委員会議事録

日 時 令和2年10月9日（金曜日） 13時00分 開会
場 所 和歌山市農業委員会会議室

報告事項	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告事項	農地賃貸借契約等登録台帳の賃借人名義変更について
報告事項	農地法第18条第6項の規定による通知について
報告事項	農地法施行規則第29条第1号の規定による届出について
報告事項	認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置について
報告事項	農地法第4条第1項の規定による農地転用届出について
報告事項	農地法第5条第1項の規定による農地転用届出について
報告事項	農用地利用配分計画の認可について
議案第1号	農用地区域除外に係る意見について
議案第2号	和歌山市遊休農地解消対策事業に伴う遊休農地の証明願について
議案第3号	相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
議案第4号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第5号	農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第6号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第7号	農用地利用集積計画について

出席委員（19名）

1 番	湯川 徳弘	1 1 番	廣井 伸多
2 番	辻本 傑	1 2 番	大河内壽一
3 番	笠野喜久雄	1 3 番	曾根 光彦
4 番	山本 茂樹	1 4 番	岩橋 章
5 番	藤田 城司	1 5 番	丸山 勝
6 番	古川 祐典	1 6 番	中尾 友紀
7 番	土橋 ひさ	1 7 番	坂東 紀好
8 番	谷河 績	1 8 番	吉川 松男
9 番	吉中 雅三	1 9 番	岩橋 章博
1 0 番	中村 弘		

出席職員

農業委員会事務局

局 長	東山 雅彦
課 長	奥谷 知彦
副 課 長	山本 哲也
班 長	中川 拓哉
事務主査	肥田 敬之
事務主査	中谷 雅昭
事務副主任	稲垣 良典

農林水産課

課 長	清瀧 篤樹
班 長	前島 一仁
企 画 員	川上 和徳

13時00分 開会

◆東山局長 定刻が参りましたので、第4回農業委員会総会を開催させていただきます。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、換気を行っています。また、総会時間の短縮も図りたいと思いますので、ご理解、ご協力をお願いします。審議が長時間に及ぶ場合は、適宜休憩をはさみたいと思いますのでよろしくお願いします。それでは、谷河会長よろしくお願いします。

◆会長（谷河 績） 先日行った農地パトロールについて、皆様お疲れ様でした。

本日、総会終了後、前回に引き続き、違反転用案件の取り扱いについて、農地問題調査研究小委員会を、農業委員会日より、遊休農地に対しての農地パトロール後の取り組みについて、農政問題調査研究小委員会を開催しますので、各担当委員さん、引き続きよろしくお願いします。

ただいまより、第4回農業委員会総会を開会いたします。

出席委員は19名中19名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しています。

去る9月28日、藤田委員、中村委員、廣井委員、岩橋章委員、丸山委員、吉川委員によりまして現地調査並びに事情聴取が行われています。後ほど報告方よろしくお願いします。

また、農業委員会会議規則第17条第2項に規定する議事録署名委員は、土橋委員、吉中委員をお願いします。

それでは報告事項より始めさせていただきます。

報告事項 農地法第3条の3第1項の規

定による届出について、説明いたします。

◆稲垣副主任 番外、説明いたします。

本件は、農地法第3条の3第1項の規定による届出があったもので、13件ありました。全て相続による所有権の取得です。

また、本届出に対して受理書を交付しておりますが、本受理書は権利の移動等の効力を発生させるものではありません。

なお、市外に在住の方が相続された件について、No. 1とNo. 2は売却を考えておりそれぞれすでに一部は売却済みで、No. 11は自作することです。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり」

それでは、ご了承いただいたことといたします。

報告事項 農地賃貸借契約等登録台帳の賃借人名義変更について、説明いたします。

◆肥田主査 番外、説明いたします。

農地賃貸借契約等登録台帳の賃借人の名義変更が2件ありました。なお、報告事項農地法第18条第6項の通知No. 1及びNo. 2と関連があります。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり」

それでは、ご了承いただいたことといたします。

報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について、説明いたします。

◆肥田主査 番外、説明いたします。

本件は、農地法第18条第6項の賃貸借の合意解約通知で3件ありました。なお、No. 1及びNo. 2については報告事項

農地賃貸借契約等登録台帳の賃借人名義変更No. 1及びNo. 2と関連があります。また、No. 3は利用権の解約です。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり」

それでは、ご了承いただけたことといたします。

報告事項 農地法施行規則第29条第1号の規定による届出について、説明いたします。

◆肥田主査 番外、説明いたします。

本件は、農地法施行規則第29条第1号に規定する農業用施設の届出が1件ありました。

申請地は東山東地区・・・、東山東幼稚園から南西約・・・kmに位置します。申請人は、経営面積・・・㎡を有する農家です。農作業で使用する農機具を収納するための農業用倉庫を建築するため、今回届出に至りました。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり」

それでは、ご了承いただけたことといたします。

報告事項 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置について、説明いたします。

◆肥田主査 番外、説明いたします。

本件は、農地法施行規則第29条第16号に規定する認定電気通信事業の中継施設の設置についての届出で1件ありました。

申請地は、安原地区・・・、紀北支援学校の西約・・・mに位置しております。設置者は、・・・です。携帯電話用無線中継

基地局を設置することにより、地域の携帯電話サービスの品質向上を図るため、転用するものです。なお、賃借権設定です。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

◆12番（大河内壽一） 法的根拠はどうなっていますか。

◆肥田主査 番外、説明いたします。

農地法施行規則第29条第16号に規定する認定電気通信事業の中継施設の設置についての届出になっています。

◆9番（吉中雅三） 賃借権の設定期間はどのようになっていますか。

◆山本副課長 番外、説明いたします。

契約期間は・・・から・・・の・・・年間で自動更新されます。

◆会長（谷河 績） 他に何かございませんか。

「ハイと言うものあり」

それでは、ご了承いただけたことといたします。

報告事項 農地法第4条第1項の規定による農地転用届出について、説明いたします。

◆肥田主査 番外、説明いたします。

本件は、農地法第4条による市街化区域内の農地転用の届出で10件ありました。

令和2年9月9日、23日及び30日付で受理通知書を交付しています。なお、No. 9については東和歌山第2地区土地区画整理事業地であるため、現在、カッコ内で表記されている仮換地地番となっております。当申請については、仮換地証明が添付されています。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について

て、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり」

それでは、ご了承いただいたことといたします。

報告事項 農地法第5条第1項の規定による農地転用届出について、説明いたします。

◆肥田主査 番外、説明いたします。

本件は、農地法第5条による市街化区域内の農地転用の届出で6件ありました。令和2年9月9日及び23日付で受理通知書を交付しています。なお、No. 2、3、4は賃借権の設定です。さらに、No. 4については一時転用であり、期間は9カ月間となっております。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

「ハイと言うものあり」

それでは、ご了承いただいたことといたします。

報告事項 農用地利用配分計画の認可について、説明いたします。

◆稲垣副主任 番外、説明いたします。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の規定に基づき、県知事より認可されたもので、50件ありました。面積は田が103,529.91㎡、畑が2,212㎡です。なお、No. 1からNo. 15については、令和2年8月27日付け、No. 16からNo. 50については、令和2年9月7日付けで県知事による認可済みです。以上です。

◆会長（谷河 績） この報告事項について、ご了承いただけますか。

◆10番（中村 弘） 契約期間が短期間になっているのは何故ですか。

◆山本副課長 番外、説明いたします。

他の契約と更新時期を揃えるためです。

◆会長（谷河 績） 他に何かございせんか。

「ハイと言うものあり」

それでは、ご了承いただいたことといたします。

議案第1号 農用地区域除外に係る意見について、提案いたします。

◆農林水産課川上企画員 番外、説明いたします。

本件は、農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定に基づき、同法施行規則 第3条の2の第2項の規定により、農業委員会のご意見をお聴きするものです。お手元の資料、農用地区域除外参考資料（位置図）をご覧ください。全3件の申出があり、P. 3に、位置図を示しております。全3件、一括して説明させていただきます。

No. 1について説明させていただきます。参考資料のP. 4からP. 8をご覧ください。P. 4にありますように申出地は、赤色で着色し示しており、西山東地区、安原幼稚園の南東約・・・mに位置しております。青色で着色し示しております。代替地とは、申出地以外で代替することができないか検討した土地のことを示しています。

また、申出時に受領した代替地検討書をP. 5に添付しております。P. 6には、申出地を三方から撮影した写真を、P. 7には、農用地区域の広がり、P. 8には、関係各課の意見を示し、添付しております。参考にご覧ください。

申出の経緯について説明させていただきます。利用者は、認定電気通信事業者である・・・で、全国各地において携帯電話の

電波状況の改善を行うため、基地局を設置できる土地を探していたとのことです。基地局については、基地局を設置することで電波改善が見込める候補地を半径250mの範囲で絞り、その候補地の中で基地局の設置が可能な土地を探していたとのことです。基地局については、・・・㎡の電柱のみとのことです。なお、申出地は、南側、東側及び西側に道路、北側に農地に隣接しています。市としては、周辺農地への営農に及ぼす影響はなく、周辺の生活環境改善につながると判断し、農用地区域除外を行おうとするものです。

No. 2について説明させていただきます。参考資料のP. 9からP. 13をご覧ください。P. 9にありますように申出地は、赤色で着色し示しており、名草地区、名草幼稚園の南西約・・・mに位置しております。青色で着色し示しております代替地とは、申出地以外で代替することができないか検討した土地のことを示しています。また、申出時に受領した代替地検討書をP. 10に添付しております。P. 11には、申出地を三方から撮影した写真を、P. 12には、農用地区域の広がり、P. 13には、関係各課の意見を示し、添付しております。参考にご覧ください。申出の経緯について説明させていただきます。利用者は、・・・で、資本金・・・円で・・・に設立され、・・・等の製造・販売を営んでいます。本社は・・・です。直近の売上高は・・・円とのことです。現在、従業員は・・・名で、事業が好調であるため、毎年・・・名程度の従業員を雇い入れているとのことです。しかし、従業員の増加に伴い、従業員用の駐車場が不足しているとのこと

です。そこで、事業の効率化、今後の従業員の更なる増加を鑑み、従業員用の駐車場として使用できる土地を探していたとのことです。

なお、申出地は、北側に農地、東側に道路、南側及び西側に既存施設の駐車場に隣接した農地となっています。市としては、周辺農地への営農に及ぼす影響はなく、土地の有効活用及び本市産業の活性化につながると判断し、農用地区域除外を行おうとするものです。

No. 3について説明させていただきます。参考資料のP. 14からP. 21をご覧ください。

P. 14にありますように申出地は、赤色で着色し示しており、和佐地区、河南体育館の西約・・・mに位置しております。P. 15、16、17にありますように青色で着色し示しております代替地とは、申出地以外で代替することができないか検討した土地のことを示しています。また、申出時に受領した代替地検討書をP. 18に添付しております。P. 19には、申出地を三方から撮影した写真を、P. 20には、農用地区域の広がり、P. 21には、関係各課の意見を示し、添付しております。参考にご覧ください。

申出の経緯について説明させていただきます。

利用者は、・・・で、資本金・・・円で・・・に設立され、・・・を中心とした・・・を営んでいます。本社は、・・・にあり、全国各地に支店があり、和歌山市・・・番にある和歌山支店は、現在、従業員・・・名、売上・・・円であり、事業が好調であるとのことです。

また、現在、和歌山市・・・、・・・に配送用トラックの保管用駐車場を設けているとのことですが、配送員は、一度トラックを・・・又は・・・に取りに行き、その後、積み込む荷物を和歌山支店まで取りに来た後、目的地まで配送するといった運営体制であり、事業効率が非常に悪いとのこと。

そこで、事業効率を改善するために、和歌山支店に近い土地で駐車場として使用できる土地を探していたとのこと。なお、申出地は、北側に宅地及び道路、東側に田、南側に田、西側に里道、水路を挟んで既存施設となっています。市としては、周辺農地への営農に及ぼす影響はなく、土地の有効活用や事業効率向上が図られると判断し、農用地区域除外を行おうとするものです。

以上の全3件について、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項に掲げる1号から5号までの要件のすべてを満たすと判断し除外を行おうとするものです。なお、1から5の要件については、

- 1 代替すべき土地がないこと
- 2 農業上の効率化かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと
- 3 農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないこと
- 4 土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないこと
- 5 農業生産基盤整備事業完了後8年を経過しているものであること

となっています。以上です。

◆会長（谷河 績） No. 3につきまして、現地調査並びに事情聴取を行っていただきますので丸山委員さん報告願います。

◆15番（丸山 勝） No. 3について

説明します。

本件申請について9月28日に私と岩橋章委員、事務局、それに農用地区域除外申立書の為、農林水産課員と共に現地調査及び事情聴取を実施しています。

申請地は、和歌山市・・・番、地目は田で面積は・・・㎡、9月28日現在今年度の稲を刈り取った後が確認されました。転用目的は、露天駐車場とのこと。

転用実行者は、・・・に本社を置く・・・です。同社は、・・・年に設立された資本金・・・円、従業員総数・・・人の・・・で、現在日本において・・・の事業社です。和歌山支店は、・・・に開設し、現在従業員総数・・・名、大型トラック約・・・台その他車両を含む・・・台を運行しており、年間売上高約・・・円です。

転用に至った理由ですが、同支店では現在和歌山営業所で、大型トラック約・・・台を駐車しているほか、同支店から約・・・km離れた・・・と・・・地区にそれぞれ・・・台ずつを駐車しており、その為、・・・、・・・地区に止めているトラックを運行するには、運転手は一旦、和歌山営業所に出勤して点呼を受けその後トラックの駐車場所である・・・、・・・地区に行き、トラックに乗って再び和歌山支店に戻って荷物の積み下ろしをしなくてはならず、事業効率が悪いばかりか、点呼等に余分な時間がかかりコンプライアンスにも問題が生じているとのこと。その為、和歌山支店に隣接する申請地を駐車場として使用して事業を集約することにより、便宜性を図りたいとのこと。

転用の工事計画に関してですが、土地を造成した後、アスファルトで舗装し、業務

用の大型トラック約・・・台分の駐車スペースを確保します。又、コンクリート擁壁を設置することで土砂が流出しないようにします。排水は、雨水のみですが、周囲にU字溝を設置し、集水後西側及び北側の既存水路へ放流するとのことです。又、申請地への進入路や近隣の農業への影響は地元と誠意をもって話し合うとのことです。

本件事業の資金計画は、・・・円を・・・で予定しており、申請が通れば地元住民と真摯に話し合った後、着工に進めたいとのことです。私とすれば、申請者は・・・であり、又申請地と隣接する場所に、同社和歌山支店があることから申請理由のとおり、同社の事業効率が良くなり、便宜性が認められると思われませんが、各委員の慎重なご審議をお願いします。

◆会長（谷河 績） 議案第1号について、説明、報告が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

◆2番（辻本 傑） 農用地区域から除外することが相当であると内容説明に記入されていますが、農業委員として優良農地を保持するのが最優先と考えますが、農林水産課はどう考えますか。

◆農林水産課前島班長 番外、説明いたします。

ご指摘のとおり内容説明については、記入内容等を改善したいと考えます。

◆2番（辻本 傑） 代替地としての方向性を検討する必要があると思いますが。

◆農林水産課清瀧課長 番外、説明いたします。

代替検討は必要となっています。今後、内容説明については、事業者に対して代替

検討の際に正確に聴取し、代替えに至らなかった理由を書き入れるようにいたします。

◆1番（湯川徳弘） 代替地検討書の除外予定地を適当とした理由について、具体的な内容の意思表示を示して欲しい。

◆会長（谷河 績） 辻本委員、湯川委員が言われたとおり、代替検討において、聴取の年月日・利用者・土地利用の目的等を明確に記入するようにしてください。

◆農林水産課清瀧課長 番外、説明いたします。

代替検討において、聴取を正確に反映したいと考えています。

◆会長（谷河 績） 他に何かございませんか。

「異議なし、との声」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第1号に対する意見は、「やむを得ない」とさせていただきます。

議案第2号 和歌山市遊休農地解消対策事業に伴う遊休農地の証明願について、提案いたします。

◆稲垣副主任 番外、説明いたします。

本件は和歌山市遊休農地解消対策事業補助金交付要綱第5条の規定に基づいたもので、補助金の交付申請にあたり遊休農地証明書を添付する必要があり、借受予定者から証明願がありました。対象農地は田のみで面積は1,203㎡です。遊休農地証明書交付の可否についてご審議願います。

なお、対象農地についてはP51の議案第7号No.100で利用権の設定を上程しております。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第2号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第2号は可決と決定しました。

議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、提案いたします。

◆中川班長 番外、説明いたします。

本件は、租税特別措置法第70条の6第1項の規定による相続税納税猶予に関する適格者証明書の申請があったものです。

相続人から、耕作を継続する旨の誓約書が添付されております。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第3号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第3号は可決と決定しました。

議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について、提案いたします。

◆肥田主査 番外、説明いたします。

本件は、農地法第3条の規定に基づく許可申請で8件ありました。

調査の結果、耕作等に支障がないこと、当該農地の権利を取得しようとする者は、下限面積要件を満たし、その取得後において全ての農地を効率的に耕作し、農作業に常時従事すると認められるなど、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしています。

なお、No. 6については、譲渡人が所有する2分の1の持ち分を、残る2分の1の持ち分を所有する譲受人へ贈与するものです。

また、No. 1とNo. 8については新規就農となるため、現地調査ならびに事情聴取を行っております。本案件については

担当の委員から報告があります。以上です。

◆会長（谷河 績） No. 1につきまして、現地調査並びに事情聴取を行っておりますので廣井委員さん報告願います。

◆11番（廣井伸多） No. 1についてご報告致します。

去る9月28日藤田委員、事務局奥谷課長、肥田主査と共に現地調査並びに事情聴取をおこないました。

本申請は農地法第3条の規定による許可申請で申請人は新規就農であり、市内・・・、・・・㎡他、計・・・筆・・・㎡になり、その内・・・、・・・㎡、現況みかん畑のみ所有権移転の申請で残りの・・・筆・・・㎡に関しては3年の使用賃借権の設定となっております。

申請地は・・・を挟んで南北に固まっております。付近には・・・や・・・などがあります。申請人は現在・・・歳で・・・の会社に勤務しておりますが、近年会社の・・・、以前からやりたかった農業を両親と共にやり収益を確保し会社勤めとの両立をしながらリスクヘッジを行いたいとの考えから本申請に至りました。

申請地を選んだ経緯は、両親が・・・で設立した・・・が運営する・・・の近くで、・・・氏と旧知の間柄だった前述したみかん畑の所有者が・・・と遠方であり栽培を継続することが困難になり、以前から譲渡を持ちかけられていたところ、申請人を取り巻く状況が一変し、その意を汲んで耕作の手伝いをする事を決意し、より多くの時間を費やせるように他の申請地も勤務地の・・・の近くに絞りこみ知人を介して使用賃借権の設定を希望する所有者と合意に至りました。

申請人本人には農業経験はないものの両親には家庭菜園の経験が有り又、・・・の農業経験5年の2人も加わり、付近農家の指導も受けながら耕作する予定です。

申請地は申請人本人の・・・の自宅から約7km、車で15分の距離にあり所有器具は軽トラ・草刈機・消毒器・耕運機を所有しています。作付け予定作物は、なすび・キャベツ・みかんとなっております・・・に出荷及び道沿いの直売所で販売予定です。年齢もまだ若く将来的には作付けを増やしていく希望を持たれています。

従事者の数も十分にあり両立も可能と思われ、申請地が・・・から特に問題は無いと思われませんが皆様の慎重なご審議の程宜しくお願い致します。

◆会長（谷河 績） ありがとうございます。No. 8につきまして、現地調査並びの事情聴取を行っていますので藤田委員さん報告願います。

◆5番（藤田城司） No. 8について説明させていただきます。

令和2年9月28日に廣井委員、事務局と現地調査及び・・・さん、・・・さん2名より事情聴取を行いました。

・・・さんは、・・・さんの遺言により田屋の田を取得することになり所有権の移転申請とあわせて・・・さんから・・・にある田の3年間使用賃借権を申請しています。将来的にも耕作を続けていくとのことです。

農作業は、・・・さん、・・・さん、・・・さん3名が従事し、主に・・・さんが行うとのことですが、・・・さんの農業経験は中学、高校で手伝いをした程度で農業経験の不足を感じられますが、そこ

は農機具を所有しています・・・さんに指導を受け進めていくとのことです。

現在、・・・に在住していますが、来年早々に和歌山市・・・に引っ越す予定です。・・・から・・・の農地まで車で14分、・・・の農地まで車で30分です。なお、・・・さんは・・・を所持しております。

それぞれ高齢ではありますが農作業を続けていく意欲は十分と感じました。

以上で説明を終えさせていただきます。委員の皆様方の慎重なご審議をお願いします。

◆会長（谷河 績） ありがとうございます。議案第4号について、説明、報告が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第4号は可決と決定しました。

議案第5号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、提案いたします。

◆肥田主査 番外、説明いたします。

No. 1申請地は、山口地区・・・、山口小学校から南東約・・・mに位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。当該申請地を申請人の自己住宅への生活用道路として転用するものです。

No. 2申請地は、和佐地区・・・、布施屋駅から東約・・・mに位置し、おおむね300m以内に鉄道の駅があるため第3種農地に該当します。当該申請地を申請人が所有する建物の庭園として転用するものです。No. 1及び3については、現地調

査並びに事情聴取を行っておりますので担当の委員さんから報告があります。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第5号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第5号は可決と決定しました。

議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、提案いたします。

◆肥田主査 番外、説明いたします。

No. 1申請地は、安原地区・・・、紀北支援学校から南約・・・m及び・・・mに位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。申請人は・・・を営んでおり、今後、事業拡大を進めていく中で、現在使用している資材置場が手狭になってきていること等の理由から、当該申請地を新たな資材置場として転用するため申請にいたったものです。

No. 2申請地は、安原地区・・・、智辯学園和歌山高等学校から北約・・・mに位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。申請人は・・・を営んでおり、現在は・・・で露天資材置場を借りていますが、返却しなければならないことになり、代替地を検討しておりました。当申請地は海南市と和歌山市の中間地点であり、業務上非常に便が良いこと等の理由から、資材置場として転用するため申請に至ったものです。

No. 3申請地は、直川地区・・・、開

智中学校から北東約・・・mに位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。申請者は申請地の南側にある・・・であり、現在駐車場が不足していることに加え、新たに運送用のトラックを購入することから、申請地を従業員用の駐車場として活用するため、転用申請するものです。

No. 4申請地は、山口地区・・・、イズミヤ紀伊川辺店から東約・・・mに位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。申請人は・・・の経営を主業務としており、その広告のための看板設置場所を探していたところ、交通量が多く高い広告効果を見込むことができる申請地の・・・と合意にいたったため、看板用地として転用申請するものです。

No. 5申請地は、和佐地区・・・、和佐小学校から南東約・・・mに位置し、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあるため第1種農地に該当しますが、集落に接続される住宅その他日常生活上又は業務上必要な施設であり、不許可の例外に該当します。申請人は現在、・・・で・・・でアパートに暮らしていますが、手狭になってきたため立地条件が整っている申請地に住宅を新築するため転用申請するものです。なお、開発許可申請中です。なお、以上の案件については一般基準を満たしています。以上です。

◆会長（谷河 績） No. 1につきまして、現地調査並びに事情聴取を行っておりますので吉川委員さん報告願います。

◆18番（吉川松男） No. 1について説明します。

9月28日中村委員と事務局2名と私と4名で現場検証と事情聴取を行いました。

申請地は和歌山市・・・、田、・・・㎡と和歌山市・・・、・・・㎡の2筆で露天資材置場の申請が出ました。申請人は和歌山市・・・、・・・で・・・を営んでおり、現在利用している資材置場が資材の増加にともない現状部分だけでは不足している状態にあり、近くで土地を探しておりましたところ、事務所から500mに申請地が見つかり譲り受ける話がまとまり今回の申請に至りました。申請人の・・・は・・・設立、資本金・・・円、従業員・・・人、年間売上・・・円、事業内容は・・・、色々幅広くやっているそうです。露天資材置場はじみ土を取り、90cm土砂を入れバラスを引き詰め、周りを3段のブロック積みで囲い雨水は自然浸透で近隣の許可も添付されているそうです。別に異状がないと思いますが皆様方の慎重なご審議をよろしく申し上げます。

◆会長（谷河 績） ありがとうございます。No. 3につきまして、現地調査並びの事情聴取を行っていますので中村委員さん報告願います。

◆10番（中村 弘） No. 3について報告致します。

9月28日吉川委員と事務局2名で現地調査を、事務局2名で・・・、・・・、・・・に事情聴取を行いました。

申請者は譲受人、・・・、・・・です。譲渡人、和歌山市・・・番地、・・・です。

申請物件及び転用目的は、和歌山市・・・番外2筆、田、・・・㎡の露天駐車場です。今回の申請理由は、現状従業員用駐車場が少なく又、事業拡大の為貨物用トラッ

クを・・・台購入する事となり業務効率低下を招く恐れがある為、従業員駐車場を確保すべく申請に至った様です。法人で、資本金・・・円、従業員数・・・人で・・・人、・・・人、・・・人・・・設立、年間売上額約・・・円、事業内容は・・・です。転用内容の申請面積の必要性について従業員駐車場と予備車両・・・台駐車したい為です。今回の申請地でなければならぬ理由は、近くに譲渡してくれる土地がなかったのと会社へ徒歩5分程で通えるからです。被害防止計画で、進入路は・・・で入口4m幅、高低差1m程をスロープ長さ15mにて降りる様に計画しています。近隣の農業への影響は北側、県道で東は譲渡人の田で碎石を敷き重力式擁壁で三方を囲いその内側にU字溝を入れ南と西は水路で南東と南西の隅から水路へ放流し土地改良区理事長、・・・さんに同意をもらっています。転用の確実性についての資金計画は・・・円で・・・の見積が出ています。完成予定日は許可日から5カ月以内で完成する予定です。以上報告を終わります。

近隣の農業への影響等、特に問題は無いと思われませんが、委員の皆様方の慎重なご審議よろしく申し上げます。

◆会長（谷河 績） 議案第6号について、説明、報告が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

◆1番（湯川徳弘） No. 4について、質問します。申請地は、以前違反転用物件でしたが、調査しましたか。

◆肥田主査 番外、説明いたします。

以前違反転用物件でしたが、現状は取り払い、整地された状態になっています。

◆会長（谷河 績） 他に何かございませんか。

「異議なし、との声」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第6号は可決と決定しました。

議案第7号 農用地利用集積計画について、提案いたします。

◆稲垣副主任 番外、説明いたします。

本件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に基づく利用権の設定で、再設定契約が62件、新規の契約が38件で合計100件ございました。なお、No. 68につきましては、取り下げにより欠番となっております。

賃借権が5件、使用賃借権が95件の設定です。貸借期間は議案書のとおりです。

また、No. 1からNo. 55については、農業委員会による利用権の再設定、No. 56からNo. 90については、農業委員会による利用権の新規設定、No. 91からNo. 97については、農地中間管理事業での再設定、No. 98からNo. 101については、農地中間管理事業による新規の設定です。

面積は、田が208,741.91㎡、畑が18,374㎡、総面積が227,115.91㎡です。また、うち農地中間管理事業による設定が11件あり、面積は田が24,143㎡、畑が221㎡、合計面積が24,364㎡です。なお、P44のNo. 67については市内新規就農となり、現地調査ならびに事情聴取を行っておりますので担当の委員さんより報告があります。以上です。

◆会長（谷河 績） No. 67につつま

して、現地調査並びの事情聴取を行っておりますので中村委員さん報告願います。

◆10番（中村 弘） No. 67について報告します。

9月28日吉川委員と事務局2名で現地調査を事務局1名、矢田推進委員とで借人・・・、・・・さんを事情聴取しました。

設定者借人は、・・・、貸人は、・・・です。設定地は、和歌山市・・・、地目は田、・・・㎡と・・・、地目は田、・・・㎡、計・・・㎡で現況は畑で隣接して使用賃借権を認定し初めに何年でも良いと言ってくれたので、まず5年間貸してもらう事にしたそうです。

質問事項で職業は・・・、就農動機は・・・の農業を手伝う内、興味を持つ様になり独立して和歌山市・・・に・・・㎡、・・・耕作証明を・・・にもらっています。又、・・・で今年から農地を借りビワ・キュウイ等を耕作しているようです。

世帯状況について・・・才専業 農業従事230日、・・・、農業手伝い、農繁期は休業して50日農業に従事しています。・・・です。農業経験は、・・・の農業を手伝っていました。作付け計画は極早生みかん、不知火、はるか等を3月頃植える予定です。販売先は前から続いている・・・を予定しています。借入農地状態ですが少し手入れすれば柑橘類は植えられるようです。自宅からの通作方法時間ですが、車で5分程の所に位置しています。農機具ですが2月から3月頃、購入予定で動力噴霧器、自動車 今後の目標等は・・・地域で柑橘類を育て常時雇用人を置く事で農地を拡大し生産利益の向上を目指し農業活性を図りたいようです。以上報告を終わります。

今後、借地を順調に耕作してくれると思いますが、委員の皆様の慎重なご審議よろしくお願い致します。

◆会長（谷河 績） 議案第7号について、説明、報告が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第7号は可決と決定しました。

◆会長（谷河 績） 他に何かございませんか。

「なし、との声」

それでは、ご質問がないようでございますので、第4回総会を閉会いたします。

14時10分 閉会